

# 公益信託佐倉街づくり 文化振興臼井基金

## 2019年度 募集要項

郷土の歴史、文化財等の調査、研究及び文化的な街づくりに活動する個人又は団体に対する助成を行い、もって佐倉地区が目指す活力ある文化都市の創造に寄与することを目的とします。

2019年度は、つぎの要項により助成先を募集いたします。

なお、申請書の様式を改訂しております。必ず当年度の申請書であることを確認のうえ、申請してください。

1. 助成対象事業	<p>本基金では、以下の事業を助成対象とします。</p> <p>(1) 郷土の歴史、文化財等の調査、研究その他の実践活動 (2) 文化的な街づくりに必要な環境整備その他の実践活動</p> <p>&lt;注&gt;助成対象とならない事業</p> <p>(1) 特定の政治活動、宗教活動、営利を目的としたものまたは地域において町内会等により定期的若しくは継続的に実施されている祭礼等の行事は対象となりません。 なお、祭礼等であっても、特定のスポンサーがない等の場合で、当基金運営委員会により歴史文化的に意味があると判断された場合には、対象とすることがあります。</p> <p>(2) 公的助成を受けているものは、原則として対象としません。 但し、運営委員会で認められたものはこの限りではありません。</p>
2. 助成対象者及び団体	<p>(1) 助成対象者は、佐倉市内に在住、または在勤・在学している者</p> <p>(2) 助成対象団体は、地域住民の自治団体として組織される自治会、町内会又は5人以上で組織される地域の非営利団体(2/3以上が佐倉市内に在住、または在勤・在学している者により構成されており、成人の代表者を置くもの)</p>
3. 助成金の使途	<p>助成金の使途は、助成対象事業となる活動に直接必要となる費用とします。</p> <p>具体的には、備品等購入費、通信費、会場費、講師謝礼、工事費、設計管理費、印刷費、交通費等です。</p> <p>&lt;注&gt;助成対象とならない費用は以下のとおりです。</p> <p>(1) 個人または団体の維持及び通常の運営に要する費用 (2) 飲食費 (3) 懇親的な視察研修費</p>
4. 助成金額	<p>(1) 郷土の歴史、文化財等の調査、研究その他の実践活動 1件300万円以内</p> <p>(2) 文化的な街づくりに必要な環境整備その他の実践活動 1件300万円以内</p> <p>助成金総額1,000万円以内の助成を予定しています。</p> <p>&lt;注&gt;自己負担割合</p> <p>本基金では、<u>当該助成事業に係る費用の1割以上</u>を自己資金で賄っていただくことを条件としております。このため、助成申請額は当該助成事業に係る費用の9割以下になるように設定してください。</p>
5. 助成の対象となる期間	<p><b>2019年4月1日から 2020年2月末日(原則)</b></p> <p>&lt;注&gt;活動期間が1年以上に及ぶ場合</p> <p>当基金から最長3年間継続して助成を受けることはできますが、その場合は各年度毎に申請する必要があります。(申請毎に前年度の事業報告及び収支決算等の他、当該年度の事業計画及び収支予算を提出して下さい。)</p>

6.申請手続	<p>・申請者は、以下の書類を提出してください。なお尚提出いただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。以下の(1)については、三井住友信託銀行のホームページからダウンロードして下さい。(下記 URL 参照)</p> <p>(1) 当公益信託所定の申請書  (2) 申請者の概要の分かる資料(含む寄付行為、規約、運営規則等)  (3) 前年度の事業報告書と収支決算  (4) 今年度の事業計画と収支予算</p> <p>・ 応募期間:<b>2019年4月1日(月)～2019年4月30日(火)</b> (当日の消印有効)  ・ 申請書類の提出先:下記提出先あてに郵送</p>
7.選考・決定及び通知	<p>(1)当公益信託の運営委員会による一次選考(書類選考)を行った後、6月に二次選考(ヒアリング)により採否を決定します。  (2)受託者より<b>2019年6月末日頃</b>に書面にて通知します</p>
8.給付時期・方法	<p>(1)助成金は、活動実績報告書を受け事業の完了を確認した後、原則2020年3月末迄に助成金受給者の指定する銀行口座に振り込みます。  <u>ただし、活動実績報告書等の提出が下記提出期限を過ぎる場合には、助成金の交付が当年度内に支払えない場合があることをあらかじめご了承ください。</u></p> <p>(2)助成金は、2回に分割して支払うことが可能です。  分割払いを希望する場合は、申請時に金額、支払時期、理由を記載したものを提出してください。助成金支払方法(分割支払の承認を含む)については、当公益信託の運営委員会で決定の上、助成金受給者に通知します。</p>
9.報告等	<p>(1)活動終了後 <b>2020年2月下旬(20日目処)</b>までに、所定の報告書の他以下の&lt;注&gt;の資料等を受託者に提出してください。ご提出いただいた報告書は一般に公表される場合がありますので、予めご了解下さい。  &lt;注&gt; ①活動遂行状況を記録した写真、成果を確認できる写真及び助成金の入出金について収支決算書、出納簿、及び領収書(写し可)等も添付ください。  ②活動費が未払いの場合には、必ず請求書等確認できるものをお送りください。</p> <p>(2)2020年2月開催予定の活動報告会において発表していただきます。  (3)その他留意事項  <u>助成金受給者が、その事業を実施するときまたはその事業の成果等を公表するときは、当基金の助成を受けた旨を明示しなければなりません。</u></p>

## 【申請書の提出先・照会先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1  
三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託グループ  
公益信託佐倉街づくり文化振興臼井基金 申請口  
**TEL 03-5232-8910**(受付:平日9時～17時) **FAX 03-5232-8919**  
申請書掲載URL <https://www.smtb.jp/personal/entrustment/management/public/example/list.html>